

## 市町村合併に伴う公文書等の保存に関する宣言

九八

大分県地方史研究会

会長 豊田寛三

現在、市町村合併の動きが全国各地で急速に進んでおります。過去の何度かの合併において、地域の歴史や情報の根幹となつてきた公文書が大量に失われたことは周知のことです。その後、その轍を踏まないように、情報の公開や歴史的情報の保存のため、公文書館などの整備も若干行われました。しかし、地域により偏差がはげしく、現状は必ずしも満足できる状況にはありません。このような現状に鑑み、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会も公文書の保存を強く要請しています（平成十三年十一月）。

大分県は平成五年に公文書館が設置され、県レベルの公文書の保管・公開は他の県に較べて進んでいます。人員の配置などは十分とはいええず、ましてや県内市町村レベルでは公文書を保管し、公開できる、いわゆるアーカイブズ施設は皆無です。現状の体制では、今回の市町村合併に到底対処できるとは考えられません。

大分県地方史研究会は永年、大分の歴史を解明し、文化財や史料の保存について積極的な提言を行ってまいりました。当研究会としては今回の市町村合併を歴史資料、さらに広い意味での文化財の喪失の可能性をもつものと捉えています。そこで今回の合併に対処する公文書等の保存について、県及び合併市町村の間で協議を行い、以下の点に留意して早急に対処を講じ、ことを強く要請いたします。

### 記

(1) 公文書の保管に関しては合併市町村間で協議会を設け、軽々に廃棄措置をとらぬように十分な配慮を行うこと。

(2) 合併に伴う文書規定に際しては、「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する」という公文書館法第三条（昭和六十二年法律第百十五号）に基づき、適切な部署での保管、歴史資料などを管理する他の部署への移管・保存ができるように、合併後の文書規程の整備を行うこと。

(3) 大分県は県関係の公文書のみを対象とするだけでなく、今回の広域合併に配慮し、市町村と協議、協力できる体制を県公文書館を中心に作り出し、合併市町村も積極的に県に保存等に関する協力を求め、協力体制を生み出すこと。

(4) 行政刊行物、さまざまな部署で作成された地図類・台帳等、市町村編纂のための収集資料等については、目録などを作成し、一括合併後の自治体に引き継ぐこと。

平成十五年六月一日